

令和8年1月30日 招集

令和8年門真市教育委員会第1回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会
 令和8年1月30日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （令和7年度教育費補正予算の見積り申出について）	1
第4	議案第1号	第5次学校適正配置実施方針の策定について	4
第5	議案第2号	旧門真市立脇田小学校の敷地の変更について	5
第6	議案第3号	門真市教育委員会公印規則の一部改正について	8
第7	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項 第1号に係る報告	—
第8		諸報告	16

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和7年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和7年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和8年1月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和7年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 13,550	都市構造再編集中支援事業費補助金	千円 13,550	都市構造再編集中支援事業費補助金 【学校適正配置推進事業】 千円 13,550

(款) 市債 (項) 市債

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育債	千円 48,300	補正予算債	千円 48,300	新統合学校整備事業債 【学校適正配置推進事業】 千円 48,300

令和7年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
事務局費	千円 61,918	○学校施設と教育環境の充実 学校適正配置推進事業	千円
		61,918	工事請負費 工事請負費（資産） （仮称）第四中学校区小 中一貫校他整備工事 61,918

議案第 1 号

第 5 次学校適正配置実施方針の策定について

第 5 次学校適正配置実施方針を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 30 日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市学校適正配置審議会の答申を受け、第 5 次学校適正配置実施方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

議案第2号

旧門真市立脇田小学校の敷地の変更について

教育委員会所管の行政財産（教育財産）である旧門真市立脇田小学校の敷地の一部を市長所管の行政財産として設定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

教育総務課所管の行政財産（教育財産）である敷地の一部について、道路公園課の管理する道路の一部として設定するにつき、本案を提出するものである。

敷地の変更をする教育財産

1. 変更する教育財産 旧門真市立脇田小学校敷地
2. 変更する所在地及び面積 門真市脇田町568番15 1589.90㎡
3. 変更年月日 令和8年2月末予定
4. 変更前の所管課 教育部教育総務課
5. 変更後の所管課 まちづくり部道路公園課
(同日付で総務部財産活用課を經由し所管換)

旧門真市立脇田小学校 敷地図



議案第3号

門真市教育委員会公印規則の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第1条 門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）								
番号	名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法（ミリメートル）	印材	個数	使用区分	保管者
〃 略							〃 略								
7	大阪府門真市立北巢本四宮小学校之印	てん書	方24	つげ	1	北巢本四宮小学校名をもつてする文書用	北巢本四宮小学校長	7	大阪府門真市立四宮小学校之印	てん書	方24	つげ	1	四宮小学校名をもつてする文書用	四宮小学校長
〃 略							〃 略								
7								7	大阪府門真市立北巢本小学校	てん書	方24	つげ	1	北巢本小学校名をもつてする文書用	北巢本小学校長
9								9							
7								7							
10								10							
7								7							
11								11							
〃 略							〃 略								
10	大阪府門真市立北巢本四宮小学校長之印	てん書	方21	つげ	1	北巢本四宮小学校長名をもつてする文書用	北巢本四宮小学校長	10	大阪府門真市立四宮小学校長印	てん書	方21	つげ	1	四宮小学校長名をもつてする文書用	四宮小学校長

改正後						改正前									
\ 略						\ 略									
10	大阪府	て	方21	つ	1	北巢本	北巢本	10	大阪府	て	方21	つ	1	北巢本	北巢本
—	門真市	ん		げ		小学校	小学校	—	門真市	ん		げ		小学校	小学校
9	立北巢	書				長名を	長	9	立北巢	書				長名を	長
	本小学					もつて			本小学					もつて	
	校長					する文			校長					する文	
						書用								書用	
10	\ 略					10	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
9	\ 略					10	\ 略								
10	\ 略					10	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
10	\ 略					11	\ 略								
10	\ 略					10	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
11	\ 略					12	\ 略								
\ 略						\ 略									
13	大阪府	て	方48	つ	1	卒業証	北巢本	13	大阪府	て	方52	つ	1	卒業証	四宮小
—	門真市	ん		げ		書用	四宮小	—	門真市	ん		げ		書用	学校長
4	立北巢	書					学校長	4	立四宮	書					
	本四宮								小学校						
	小学校								之印						
	之印														
\ 略						\ 略									
13	大阪府	て	方55	つ	1	卒業証	北巢本	13	大阪府	て	方55	つ	1	卒業証	北巢本
—	門真市	ん		げ		書用	小学校	—	門真市	ん		げ		書用	小学校
9	立北巢	書					長	9	立北巢	書					長
	本小学								本小学						
	校之印								校之印						
13	\ 略					13	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
9	\ 略					10	\ 略								
13	\ 略					13	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
10	\ 略					11	\ 略								
13	\ 略					13	\ 略								
—	\ 略					—	\ 略								
11	\ 略					12	\ 略								
\ 略						\ 略									
16	大阪府	て	方20	つ	1	北巢本	北巢本	16	大阪府	て	方20	つ	1	四宮小	四宮小
—	門真市	ん		げ		四宮小	四宮小	—	門真市	ん		げ		学校長	学校長

改正後				改正前			
4	立北巢書 本四宮 小学校 長職務 代理者 之印		学校長 職務代 理者名 をもつ てする 文書用	4	立四宮書 小学校 長職務 代理印		職務代 理名を もつて する文 書用
} 略				} 略			
16				16	大阪府て方20	つ1	北巢本北巢本
9				一	門真市ん	げ	小学校小学校
16				9	立北巢書		長職務長
10					本小学		代理名
16					校長職		をもつ
11					務代理		てする
					印		文書用
} 略				} 略			

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称										
	} 略											
7 — 4	<table border="1"> <tr> <td>学本市大</td> <td>大阪府門</td> </tr> <tr> <td>校四立阪</td> <td>真市立北</td> </tr> <tr> <td>之宮北府</td> <td>巢本四宮</td> </tr> <tr> <td>印小巢真</td> <td>小学校之</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印</td> </tr> </table>	学本市大	大阪府門	校四立阪	真市立北	之宮北府	巢本四宮	印小巢真	小学校之		印	
学本市大	大阪府門											
校四立阪	真市立北											
之宮北府	巢本四宮											
印小巢真	小学校之											
	印											
	} 略											
7	} 略											

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称								
	} 略									
7 — 4	<table border="1"> <tr> <td>大阪府</td> <td>大阪府門</td> </tr> <tr> <td>門真市立</td> <td>真市立四</td> </tr> <tr> <td>四宮小</td> <td>宮小学校</td> </tr> <tr> <td>学校之印</td> <td>之印</td> </tr> </table>	大阪府	大阪府門	門真市立	真市立四	四宮小	宮小学校	学校之印	之印	
大阪府	大阪府門									
門真市立	真市立四									
四宮小	宮小学校									
学校之印	之印									
	} 略									
7 — 9	<table border="1"> <tr> <td>大阪府門</td> <td>大阪府門</td> </tr> <tr> <td>真市立北巢</td> <td>真市立北</td> </tr> <tr> <td>本小学校</td> <td>巢本小学</td> </tr> <tr> <td></td> <td>校</td> </tr> </table>	大阪府門	大阪府門	真市立北巢	真市立北	本小学校	巢本小学		校	
大阪府門	大阪府門									
真市立北巢	真市立北									
本小学校	巢本小学									
	校									
7	} 略									

改正後		改正前																																							
9		10																																							
7		7																																							
10		11																																							
7		7																																							
11		12																																							
} 略		} 略																																							
10	<table border="1"> <tr> <td>校</td><td>四</td><td>市</td><td>大</td> </tr> <tr> <td>長</td><td>宮</td><td>立</td><td>阪</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>小</td><td>北</td><td>府</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>学</td><td>巢</td><td>門</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>本</td><td>真</td> </tr> </table>	校	四	市	大	長	宮	立	阪	之	小	北	府	印	学	巢	門			本	真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 之印	10	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>阪</td><td>府</td> </tr> <tr> <td>門</td><td>真</td><td>市</td> </tr> <tr> <td>立</td><td>四</td><td>宮</td> </tr> <tr> <td>小</td><td>学</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>長</td><td>印</td><td></td> </tr> </table>	大	阪	府	門	真	市	立	四	宮	小	学	校	長	印		大阪府門 真市立四 宮小学校 長印	
校	四	市	大																																						
長	宮	立	阪																																						
之	小	北	府																																						
印	学	巢	門																																						
		本	真																																						
大	阪	府																																							
門	真	市																																							
立	四	宮																																							
小	学	校																																							
長	印																																								
4		4																																							
} 略		} 略																																							
} 略		} 略																																							
10		10																																							
9		10																																							
10		10																																							
10		11																																							
10		10																																							
11		12																																							
} 略		} 略																																							
13	<table border="1"> <tr> <td>学</td><td>本</td><td>市</td><td>大</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>四</td><td>立</td><td>阪</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>宮</td><td>北</td><td>府</td> </tr> <tr> <td>印</td><td>小</td><td>巢</td><td>門</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>真</td><td></td> </tr> </table>	学	本	市	大	校	四	立	阪	之	宮	北	府	印	小	巢	門			真		大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校之 印	13	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>阪</td><td>府</td><td>門</td> </tr> <tr> <td>真</td><td>市</td><td>立</td><td>四</td> </tr> <tr> <td>宮</td><td>小</td><td>学</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>之</td><td>印</td><td></td><td></td> </tr> </table>	大	阪	府	門	真	市	立	四	宮	小	学	校	之	印			大阪府門 真市立四 宮小学校 之印
学	本	市	大																																						
校	四	立	阪																																						
之	宮	北	府																																						
印	小	巢	門																																						
		真																																							
大	阪	府	門																																						
真	市	立	四																																						
宮	小	学	校																																						
之	印																																								
4		4																																							
} 略		} 略																																							
} 略		} 略																																							
13		13																																							
9		9																																							
} 略		} 略																																							
} 略		} 略																																							

改正後		改正前					
13		13					
9		10					
13		13					
10		11					
13		13					
11		12					
略		略					
16 4	<table border="1"> <tr> <td>理長四市大 者職宮立阪 之務小北府 印代校本真</td> <td>大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 職務代理 者之印</td> </tr> </table>	理長四市大 者職宮立阪 之務小北府 印代校本真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 職務代理 者之印	16 4	<table border="1"> <tr> <td>大阪府門真 市立四宮 小学校長 職務代理印</td> <td>大阪府門 真市立四 宮小学校 長職務代 理印</td> </tr> </table>	大阪府門真 市立四宮 小学校長 職務代理印	大阪府門 真市立四 宮小学校 長職務代 理印
理長四市大 者職宮立阪 之務小北府 印代校本真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 職務代理 者之印						
大阪府門真 市立四宮 小学校長 職務代理印	大阪府門 真市立四 宮小学校 長職務代 理印						
略		略					
16 9		16 9					
16		16					
10		11					
16		16					
11		12					
略		略					

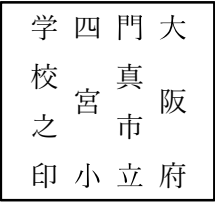
第2条 門真市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

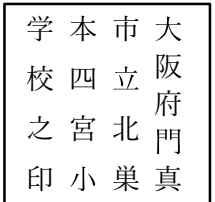
改正後							改正前								
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)								
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者

改正後								改正前							
略								略							
7	大阪府	て	方24	つ	1	四宮小	四宮小	7	大阪府	て	方24	つ	1	北巢本	北巢本
—	門真市	ん		げ		学校名	学校長	—	門真市	ん		げ		四宮小	四宮小
4	立四宮	書				をもつ		4	立北巢	書				学校名	学校長
	小学校					てする			本四宮					をもつ	
	之印					文書用			小学校					てする	
									之印					文書用	
略								略							
10	大阪府	て	方21	つ	1	四宮小	四宮小	10	大阪府	て	方21	つ	1	北巢本	北巢本
—	門真市	ん		げ		学校長	学校長	—	門真市	ん		げ		四宮小	四宮小
4	立四宮	書				名をも		4	立北巢	書				学校長	学校長
	小学校					つてす			本四宮					名をも	
	長之印					る文書			小学校					つてす	
						用			長之印					る文書	
														用	
略								略							
13	大阪府	て	方48	つ	1	卒業証	四宮小	13	大阪府	て	方48	つ	1	卒業証	北巢本
—	門真市	ん		げ		書用	学校長	—	門真市	ん		げ		書用	四宮小
4	立四宮	書						4	立北巢	書					学校長
	小学校								本四宮						
	之印								小学校						
									之印						
略								略							
16	大阪府	て	方20	つ	1	四宮小	四宮小	16	大阪府	て	方20	つ	1	北巢本	北巢本
—	門真市	ん		げ		学校長	学校長	—	門真市	ん		げ		四宮小	四宮小
4	立四宮	書				職務代		4	立北巢	書				学校長	学校長
	小学校					理名を			本四宮					職務代	
	長職務					もつて			小学校					理名を	
	代理者					する文			長職務					もつて	
	之印					書用			代理者					する文	
									之印					書用	
略								略							

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
略		
7		大阪府門
—		真市立四
4		宮小学校
		之印

別表第2 (第3条関係)

番号	印影 (ひな形)	名称
略		
7		大阪府門
—		真市立北
4		巢本四宮
		小学校之
		印

改正後		改正前			
\ 略		\ 略			
10 — 4	校 四 門 大 長 宮 真 阪 之 小 市 印 学 立 府	大阪府門 真市立四 宮小学校 長之印	10 — 4	校 四 市 大 長 宮 立 阪 之 小 北 府 印 学 巢 門 本 真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 之印
\ 略		\ 略			
13 — 4	学 四 門 大 校 宮 真 阪 之 小 市 印 小 立 府	大阪府門 真市立四 宮小学校 之印	13 — 4	学 本 市 大 校 四 立 阪 之 宮 北 府 印 小 巢 門 真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校之 印
\ 略		\ 略			
16 — 4	代 学 市 大 理 校 立 阪 者 長 四 府 之 職 宮 門 印 務 小 真	大阪府門 真市立四 宮小学校 長職務代 理者之印	16 — 4	理 長 四 市 大 者 職 宮 立 阪 之 務 小 北 府 印 代 校 巢 門 本 真	大阪府門 真市立北 巢本四宮 小学校長 職務代理 者之印
\ 略		\ 略			

附 則

この規則は、令和11年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	「令和8年門真市二十歳のつどい」の結果について
2	損害賠償請求事件について